

被扶養者資格継続調査を実施します

共済組合では地方公務員等共済組合法に基づき、組合員被扶養者証の検認として被扶養者資格継続調査を隔年で行っています。

この調査は、現在被扶養者として認定されている方が、引き続き認定要件を満たしているかを確認する重要な手続きですので、ご理解ご協力をお願いします。



● 調査対象所属所 組合員証の記号が124～612の所属所

守谷市役所・常陸大宮市役所・那珂市役所・筑西市役所・坂東市役所・稲敷市役所・かすみがうら市役所・桜川市役所・神栖市役所・行方市役所・古河市役所・鉾田市役所・常総市役所・つくばみらい市役所・小美玉市役所・茨城町役場・大洗町役場・城里町役場・東海村役場・太子町役場・美浦村役場・阿見町役場・河内町役場・八千代町役場・五霞町役場・境町役場・利根町役場・全ての一部事務組合

● 調査対象者

平成28年7月1日(調査基準日)において認定中の被扶養者が調査対象となります。

ただし、18歳未満の方、高校生、今年3月に高校・大学等を卒業された方、平成28年4月1日以降に被扶養者に認定された方を除きます。

※18歳未満の子が調査対象者になっている場合は、夫婦のどちらがその子を扶養すべきかを確認するため、配偶者の収入について調査します。

● 調査方法

調査対象者を有する組合員に対し、7月中に「被扶養者資格継続調査書」を所属所経由で配付しますので、調査書に所要事項を記入し、添付書類と併せて提出してください。

● 認定要件(収入の種類と認定基準額)

ア 給与収入がある方

給与月額108,334円未満(年額130万円未満)

勤務日数や勤務時間が不規則で、月々の給与収入額が一定しない方は、3ヵ月間の平均給与月額が108,334円以上になると、収入年額が130万円未満であっても被扶養者資格が取消しとなります。

イ 事業収入・不動産収入・農業収入がある方

年額130万円未満

これらの収入は年額で判断し、次の経費を控除した額となります。

- ・事業収入・不動産収入・・・修繕費、消耗品費等(事業の種類によって異なります)
- ・農業収入・・・小作料・賃借料、種苗費、素畜費、肥料費、飼料費、農具費、農薬衛生費、修繕費、動力光熱費、荷造運賃手数料、土地改良費、地代家賃、水利費、精米機使用料

ウ 年金収入がある方

障害年金受給者または60歳以上の公的年金受給者・・・年額180万円未満(月額15万円未満)
60歳未満の遺族年金受給者・・・年額130万円未満(月額108,334円未満)

エ その他の収入がある方(株の配当金、休業給付、失業給付(雇用保険)等)

株の配当金等・・・年額130万円未満
休業給付等・・・月額108,334円未満
失業給付等・・・日額3,612円未満

複数の種類の収入がある方は、それぞれの収入を合算した額で判断します。

年額130万円未満(月額108,334円未満・日額3,612円未満)

※障害年金受給者または60歳以上の公的年金受給者は180万円未満(月額15万円未満・日額5,000円未満)

●添付書類 隔年の調査のため、原則2年分の書類を提出していただきます。

共通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・平成27年度・28年度所得証明書または課税(非課税)証明書

ア 給与収入がある方・・・・・・・・・・・・・・雇用証明書(調査書と併せて配付しますので、被扶養者の勤務先で証明を受けてください)

イ 事業収入等がある方・・・・・・・・・・・・平成26年分・27年分の確定申告書(写)および収支内訳書(写)

ウ 年金収入がある方・・・・・・・・・・・・最新の年金振込通知書(写)または年金額改定通知書(写)

エ その他の収入がある方・・・・・・・・・・・・それぞれの収入金額が確認できる書類

同居を認定要件とする方・・・・・・・・・・・・住民票謄本
(兄弟、伯叔父母、配偶者の父母等)

組合員と別居している方・・・・・・・・・・・・直近3ヵ月分の仕送りが確認できる書類(振込受領書、ATM
(配偶者と学生である子を除く) 利用明細等の原本)

父母等を認定している方・・・・・・・・・・・・認定基準判定シート(当組合指定の様式)、組合員の源泉徴収票等、父母両方の収入が確認できる書類(被扶養者でない父または母も含む)

子を認定している場合で配偶者に収入がある方・・・配偶者の源泉徴収票等

その他当組合が必要と判断する書類

●被扶養者資格の取消し

この調査で認定要件を満たさないことが判明したときは、その要件を満たさなくなった日までさかのぼって被扶養者資格を取消します。

なお、取消日以降に医療機関等で受診していた場合には、当組合が負担した医療費等を返還していただきます。

また、被扶養者資格継続調査書を提出されないときは、被扶養者資格を取消す場合がありますので、必ず期日までに提出してください。